

2022年9月1日

お客様各位

一般財団法人北海道建築指導センター

## 低炭素建築物の認定基準改正に伴う受付期限について

令和4年10月1日の低炭素建築物の認定基準改正に伴い、旧基準（現行基準）での認定は、令和4年9月30日までに所管行政庁へ認定申請する必要があります。当センターの技術的審査の経過状況によっては、所管行政庁への認定申請が10月1日以降となる場合が想定され、その場合は旧基準（現行基準）による認定申請が行えないため、旧基準（現行基準）による技術的審査の受付期限を **令和4年9月9日（金）**※までとさせていただきます。

期限までに受付した場合であっても、技術的審査適合証の交付が間に合わないことがありますので、あらかじめご了承ください。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程お願いいたします。

※郵送の場合は必着

※書類等に不備・不足がある場合は、不備・不足が解消された時点が受付日となります。

※受付状況により期限内であっても受付を制限する場合があります。

### 【お問合せ先】

一般財団法人北海道建築指導センター審査部審査課 TEL. 011-241-1897